

令和5年度 いじめ防止等に係る取組の実施状況

No.	項目	内容	担当課	令和5年度の実施状況	成果や課題	令和6年度の目標
1	教職員の資質能力の向上	学校基本方針、「いじめ対応マニュアル」（兵庫県教育委員会発行）、「生徒指導リーフ増刊号 いじめのない学校づくり」（国立教育研究所発行）、「いじめ未然防止プログラム」（心の教育総合センター）等の活用や、いじめの具体的事例をもとにした校内研修の実施を促す。	学校支援課	- 各校年間2回、スクールカウンセラー（以下SCと表記）によるカウンセリングマインド研修を実施した。 - 芦屋市生徒指導・不登校連絡協議会を毎月開催し、各校の生徒指導担当教員、芦屋警察署等関係機関で、情報の共有と対応や取組の協議を行った。 - 各学校管理職に対し、「いじめ対応」に係る研修会を実施した。	- 芦屋市生徒指導・不登校連絡協議会では事例検討を取り入れた。学校の対応法を振り返り、様々な側面からのアプローチについて学びを深めることができた。様々な事案検討の時間を確保することが課題である。 - 各学校のリーダーである校長・教頭が「いじめ対応」に係る大切な視点を得ることができ、各学校教職員に周知することができた。	- 啓発に関しては、全ての教員を対象に行うことが必要である。研修の開催方法等を工夫しながら、取り組みを進めていく。 - 学校支援課が作成した再発防止策を学校に徹底させ、未然防止を図る。学校と連携して、迅速な対応を行う。 - すべての子ども達への包括的なチームによる指導・援助を行うことができる校内支援体制の構築を目指し、その中核となる教育相談コーディネーターの養成を進める。
		さらに、初任者研修・年次研修・管理職研修等の研修を実施し、法令の理解や危機管理意識を向上させ、教職員のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講じる。	打出教育文化センター	- 初任者研修兼臨時的任用教員研修において学校支援課長を講師に、「いじめや不登校にかかる対応と保護者との連携について」と題し、子どもの些細な変化やいじめの兆候を見逃さないための手立てや対処方法などについて学んだ。（初任者6名・臨時的任用教員14名） 「答申を受けて、学校として取り組むべきことを共有する」と題し、いじめ重大事態発生に関する研修を、管理職並びに指導主事を対象に実施した。他市町の事例をもとに、迅速かつ確に対応するための具体的な手立てについて学んだ。（受講者数40名）	- 芦屋で初めて勤務する者に対し、「いじめ等未然防止」について学ぶ機会を設定することで、今後、より一層大切になってくる人権感覚や「わずかな兆候を見逃さない」といった基礎を築くきっかけとなった。 - いじめ重大事態が発生した後にどのように行動すればよいか、また、そもそもいじめ問題が重大事態とならないための方針や具体的手立てについて、市内管理職並びに指導主事で共有することができた。	今後も、多様化しているいじめの原因や背景をつかむための具体的な手立てについて学べる研修を計画していく。また、より実践的に、受講者同士の現状を共有できるような場も設定していく。
2	早期発見・早期対応のための措置	【別表】 No.1 人権擁護事業 特設人権相談所を開設し、人権擁護委員がいじめや嫌がらせ等に関する相談に対応し、問題解決につなげる。	人権・男女共生課	人権相談を実施した。（毎月2回） 人権擁護委員（法務大臣委嘱）による相談を実施した。（いじめ・いやがらせ、名誉毀損、信用問題その他人権に関すること） ※令和5年度のいじめ問題に関する相談1件	人権相談を実施し、人権擁護委員によるいじめや嫌がらせ等に関する相談につなげることができた。	人権相談を実施する。（毎月2回） 人権擁護委員（法務大臣委嘱）による相談（いじめ・いやがらせ、名誉毀損、信用問題その他人権に関すること）
		【別表】 No.2 家庭児童相談 家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配事の相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導等適切な対応を行う。	こども家庭・保健センター	保護者や児童との相談・指導等を行い、家庭の悩みや心配事の解消に努めた。いじめ事案については複合的な原因があり、対象者の需要に応じて心理相談の利用につなげた。	○成果 教育委員会への情報共有が密にできたこと。 ○課題 相談者にとって対応窓口が複数あり、どこに相談するべきかわかりにくいという声が聞かれた。	主任児童委員連絡会の場で学校支援課から児童情報について提供を受けるなど、情報連携の機会を増やすこと。

No.	項目	内容	担当課	令和5年度の実施状況	成果や課題	令和6年度の目標
2	早期発見・早期対応のための措置	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を配置し、児童生徒や家庭からの相談を受ける体制や学校だけでは困難な事案について、学校支援チーム等を活用して専門的、多角的な支援体制の拡充を図る。	学校支援課	・スクールソーシャルワーカー（以下SSWと表記）を、教育相談や緊急事案の対応等で、各学校に派遣し、支援にあたった。ケース会議にも5回派遣し、相談にあたった。 ・スクールカウンセラー6名を、年間227時間配置。教師・児童生徒・保護者向けの研修会を各学校2～4回実施した。	・あらゆる点で迅速に対応し、未然防止に努めるとともに、事態が起こった際にも悪化を防ぐことができた。また、高い専門性により教員や保護者への助言を的確にすることで、各学校が抱える解決困難な問題の解決に向けて、継続的に支援し取り組めた。 ・各校で同時多発的に事案が発生した場合、勤務時間の超過等につながる。	・あらゆる問題が発生する学校現場において、未然防止の観点での支援や、事案発生時の助言が幅広く受けられるようにする。 ・SC、SSWと連携を深め、いじめ対策組織を起点として教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対応を行うことができるようにする。
		【別表】 No.3 芦屋市カウンセリングセンター教育相談 不登校、非行、性の問題等の子どもや親子関係等の悩みについて、電話、面接による相談を実施する。		・芦屋市カウンセリングセンターに業務委託し実施した。（電話相談41件 面接相談152件）また、事案によっては、各学校と連携し、よりより支援方法の構築に努めた。	・芦屋市カウンセリングセンター教育相談に対し、多くの不登校に係る相談があった。専門的な知見に基づく適切な指導・助言を行い、児童生徒の健全な育成に寄与した。 ・相談件数については昨年度より減少した。（R4年度 電話相談68件、面接相談151件）	・引き続き、児童生徒や保護者の悩みに寄り添える機関として対応を進めるとともに、各学校園や関係機関との連携を定期的にはかる。 ・悩みを抱える児童生徒や保護者となることができるように、本相談機関の周知に努める。
		【別表】 No.4 打出教育文化センター教育相談 不登校・友人関係等学校園における悩みについて、電話、面接による教育相談を実施する。	学校支援課	・令和3年度より、芦屋市カウンセリングセンター業務に統合。		
		【別表】 No.5 青少年愛護センター相談 青少年の問題全般について、電話、来所及び訪問による相談活動を実施する。	青少年愛護センター	青少年愛護センターで受理した相談件数は9件で、その内いじめ・不登校に係る相談は4件であった。	問題解決には、様々な窓口と連携していく必要がある。	学校支援課、のびのび教室、アサガオ、警察等様々な機関と連携しながら相談を実施する。
		教職員が児童生徒と寄り添う時間を確保し、常に児童生徒の状況を把握するとともに、児童生徒との関係を深め、いじめ防止等に積極的に取り組むことができるようにするために、校務支援システムの活用等により、事務処理の軽減等学校業務改善に努める。	教職員課	・学校業務改善推進会議を開催し、教職員が児童生徒と寄り添う時間を確保するため、行事や会議等のあり方を見直し、総業務量の縮減を図った。 ・芦屋市学校業務改善ポリシーを策定し、それぞれの立場で直ちに取り組めることを明示した。 ・中学校に採点支援ソフトを導入を行い、採点作業の効率化を図った。	・行事の精選や職員会議の効率化が進み、児童生徒と向き合う時間の確保する機会が増えた。 ・採点支援ソフトの導入により採点にかかる時間を削減することができた。 ・課題としては、職員会議以外の会議の持ち方を改善していくこと。	・R6年度から運用が始まった統合型公務支援システムにより、事務処理等が負担軽減につながったかの効果検証をおこなう。 ・学校業務改善推進委員会を設置して、校務の削減や業務改善方法の研究と実践を進めていく。

No.	項目	内容	担当課	令和5年度の実施状況	成果や課題	令和6年度の目標
3	啓発活動	① いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性など、「子どもと語る会」等を通して、児童生徒が「いじめ防止等」に対する意識を高めるよう努める。	人権・男女共生課	・人権教室の開催 人権擁護委員がDVDや紙芝居等を用いて、子どもたちに、「思いやりの心」「いのちの大切さ」を楽しくわかりやすく学んでもらうことを目的に授業を行った。 浜風小学校 48人（R5.10.24）、緑保育所 24人（R6.2.27） ※人権擁護委員、市、法務局の共催事業 ・人権の花運動の実施（岩園幼稚園） 花の種子、球根等を配布し、児童等が協力し合って育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにするを目的とする。 ※人権擁護委員、市、法務局の共催事業	・人権擁護委員と連携していじめによる人権侵害等について効果的な啓発ができた。今後も継続して実施していく必要がある。 ・人権の花運動を通して、命の大切さ、人権尊重思想を醸成することができた。今後も継続して実施していく必要がある。	・人権教室を開催する。 （人権擁護委員がDVDや紙芝居等を用いて、子どもたちに、「思いやりの心」「いのちの大切さ」を楽しくわかりやすく学んでもらうことを目的に授業を行う。） ・人権の花運動を実施する。 （実施校：小槌幼稚園。花の種子、球根等を配布し、児童等が協力し合って育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにするを目的に実施する。）
			学校支援課	・各学校で、必要に応じて、学校いじめ防止基本方針を見直し、ホームページの内容を更新し、保護者等への啓発に努めた。 ・いじめチェックリストを活用する等、児童生徒の日常の様子からも、教職員が早期にいじめを認知できるよう取り組んだ。	・いじめに関してはその都度、未然防止や早期解決に向けて指導を行っている。1学期には大きなトラブルになったような事柄についても、3学期には児童生徒で解決ができるケースも見られる。 ・上記のケースをより増やせることが今後の目標である。	・未然防止の観点からの日常の声掛けや児童生徒の観察・対話を大事にする。 ・各学校の人権教育と関連させ、いじめを未然に防止するための知識、資質や能力を育むことや、いじめは絶対に許せないものであるという心情と実践意欲を育てる。 ・小学校高学年（5・6年生）及び中学生の全学年を対象に、弁護士によるいじめ防止に関する授業を行うことで、いじめに直面した際にどのような行動をとるべきか等の考える力をつけるために実施する。
			青少年愛護センター	青少年育成愛護協会主催の「子どもと語る会」は、実施しなかったが、青少年愛護委員会の中で「いじめ」について話し合われる機会があった。	「いじめ」を把握して、早期に対応するために、違和感を見逃さないようにする必要がある。	機会があるごとに、いじめについての意識を高めていく。

No.	項目	内容	担当課	令和5年度の実施状況	成果や課題	令和6年度の目標
3	啓発活動	② 生徒指導連絡協議会等と連携するとともに、人権週間でのパンフレット配布やリーフレット、講演会等を通して、機会があるごとに家庭・地域への啓発を行う。	人権・男女共生課	「第75回ふれ愛シネサロン」にて人権週間啓発チラシを配布した。235枚(R5.12.9)	人権週間啓発チラシにより人権侵害に関する相談窓口の周知ができた。継続して、講演会等で啓発チラシ等を配布し啓発を行っていく必要がある。	講演会等にて人権週間啓発チラシを配布し、啓発を行う。
			こども政策課	・子どもの権利条約のリーフレット（乳幼児版、小学生版、中高生版）を配布した。（対象：保育所5歳児、幼稚園年長、小学6年生、中学3年生）	市内の子どもたちに対して、子どもの権利条約の周知を図ることができた。	引き続き、リーフレットの配布等を通して、子どもの権利条約の周知を行う。
			学校支援課	・こども政策課と連携し、市内の小中学生を対象に啓発事業を実施した。 ・芦屋市生徒指導・不登校連絡協議会で情報共有、類似事案が発生しないように啓発を行った。	・人権週間の活動は、児童生徒にとって意識付けができる期間であった。 ・事案が発生しても生徒指導・不登校連絡協議会の情報交換によって、効果的な対応を行うことができた。	・生徒指導不登校連絡協議会では事案に対して早期解決できるように情報共有をする。 ・人権週間を通していじめへの意識が高まる指導を行う。
			青少年愛護センター	・青少年育成愛護委員の班集会（小学校区ごと、月1回）において、ネットに関する、危険性について情報共有を行った。 ・例年ならば中学校区青少年健全育成推進会議及び青少年育成愛護委員会との共催で研修会を開催しているが、令和5年度は、実施できていない。	・青少年育成愛護委員の班集会において、インターネットの危険性については、情報共有できたが、「いじめ」につながる使い方について、十分に啓発できていない。 ・青少年育成愛護委員会は、芦屋市人権教育推進協議会のメンバーになっているが、愛護委員の中での、啓発が不十分なところがある。	・人権意識をもって、SNS等を利用するように、啓発を行う。
		③ いじめ問題対策連絡協議会主催で、小中学生に対する啓発を企画し、全市的に取り組む。	こども政策課	・「いじめ防止週間」（期間 令和5年10月17日～10月23日）を策定し、市内小・中学校15校（県立・私立含む）を対象に、過去の受賞作品を用いたのぼり旗を設置した。また、いじめ防止啓発チラシを小中学生に配布し、小学1年生、中学1年生を対象に啓発シールを配布した。市内小・中学校15校（県立・私立含む）でポスターを掲示した。 ・保健福祉フェアで1,000部チラシを配布し、ひょうごヒューマンフェスティバルで1,500部ずついじめ防止啓発チラシを配布した。	・市内の小中学校と連携して、児童・生徒へいじめ防止啓発事業を進めることができた。 ・いじめ防止啓発事業を実施する中で、児童生徒へいじめについて考える機会の発信につながった。 ・市内小・中学校に啓発事業の取組についてアンケートを実施したところ、15校中12校は見直しの必要はないという意見があり、概ね好評であったことや、掲示物の掲示は注意喚起が出来、とてもいいことであるとの意見が寄せられたので、引き続き取組みを実施する。 ・啓発方法について、本市のいじめの現状に即した内容にする必要がある。	・関係機関と連携しながら、児童生徒に対するいじめ防止啓発事業を実施する。 ・いじめ防止のぼり旗の設置、本市のいじめの現状に即したチラシの配布及びいじめ防止ポスターの掲示等を実施する。 ・いじめ防止啓発事業についてより多くの方に周知できるように多くの市民の参加が見込めるイベント等でチラシを配布する。 （配布予定事業等） あしや保健福祉フェア 人権啓発講演会・映画会

No.	項目	内容	担当課	令和5年度の実施状況	成果や課題	令和6年度の目標
4	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	教育委員会は、いじめの実態や学校における取組状況を点検し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。また、いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じる。	学校支援課	・いじめアンケートを、市内の全小中学校で毎学期実施し、いじめの積極的認知に努めた。（R5いじめ件数：1,633件）対象者には、その後、二者懇談等を実施した。また、担任、担当学年だけでなく、養護教諭、SCやSSWや関係機関とも連携し、相談体制を充実させた。 ・日々の観察だけでなく、生活ノート等を活用し、早期発見に努めた。 ・早期に適切な対応をするため、芦屋市生徒指導・不登校連絡協議会で事例の検討・協議をした。	・毎学期行ういじめアンケートにより事案の早期解決ができた。 ・各学校でいじめ事案が起こった際には、市教委担当やSC・SSW等と連携して対応を進めることができた。対応法について、芦屋市生徒指導・不登校連絡協議会で共有することができた。 ・いじめアンケートによりさかのぼって対応すべき事案が発見されたので、その時に対応できるようにしたい。	・いじめアンケートでの報告件数がより減るように日々の観察や対話を大事にする。 ・いじめを重大事態化させないための適切な初期対応を行う。市教委は法の理解を深め、学校が初期対応を円滑に進められるようにより一層の支援に努める。 ・市内の小学校の1学年を対象に、子ども達の学校適応感及びいじめなどの緊急対応の必要性の指標を図るためのソフトウェアを試験的に導入する。
5	インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策	児童生徒、教職員に対してインターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保し、あわせてインターネットの正しい活用など情報モラル教育を推進する。 また、児童生徒のパソコンやスマートフォン等を管理する第一義的な責任を負う家庭に対し、フィルタリングの利用や家庭でのルールづくり等、子どもにスマートフォン等を持たせる際の保護者の責務を周知する。	学校支援課 打出教育文化センター	・各教科等（技術家庭・国語・特別活動）で情報通信ネットワークや個人情報の保護、スマートフォンやSNSの危険性について、考えたり、議論したりした。 ・外部講師（警察等）を招いて、学習会を実施した。	・学校では管理が難しい課題なので、保護者への協力依頼も必要。 ・警察との連携も今後必要になってくる。	・児童生徒自身が考えて活用できるように指導していく。 ・保護者会にて、各家庭での携帯等の端末を使用する際のルール作りの啓発を行うとともに、関係機関との連携し情報発信を行う。
				「児童生徒、教職員に対してインターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会」については、全小中学校を対象に、静岡大学塩田准教授の情報モラル指導についての講演会を開催した。あわせて、塩田准教授の了承を得て、家庭向けにオンデマンド型で講演内容を配信した。また、4月当初に「1人1台タブレット端末の貸与について」という冊子を作成し、著作権や肖像権について遵守するように呼びかけた。	家庭に対してオンデマンド型で配信したが、視聴したのは26名であった。もっと多くの家庭に対して啓発活動を進めていく必要がある。	学校と家庭がスマートフォンやSNSの適切な利用について共通理解を図れるよう取り組みを進めていきたいと考えている。